令和５年12月

大阪府屋外広告物条例に基づく屋外広告物の

安全点検の概要及び報告書の記入要領

大阪府都市整備部

 住宅建築局建築環境課

１　条例に基づく屋外広告物等の安全点検の概要

（１）安全点検の方法

大阪府屋外広告物条例（以下「条例」という。）第16条の２等の規定により、一定規模以上の広告物や掲出物件の所有者又は占有者に対し、屋外広告物の点検に関する知識を有する者に点検をさせ、その広告物又は掲出物件の許可更新時に点検結果を知事に提出することを義務付けています。

ⅰ　点検の対象

　　　 　高さが４ｍを越える広告物、掲出物件が対象となります。ただし、簡易な広告物や掲出物件である、はり紙、はり札、立看板、広告幕及びアドバルーンを除きます【大阪府屋外広告物条例施行規則（以下「規則」という。）第３条の２第２項】。

　　 ⅱ　点検の実施者

　　　 　点検の実施者は、以下のいずれかに該当する者とします。

1. 屋外広告士

【条例第16条の２】

1. 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第３条第３項に規定する特種電気工事資格者（電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）第２条の２第１項第１号に規定するネオン工事に係る資格を取得した者に限る。）

【規則第３条の２第１項第１号】

1. 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者

【規則第３条の２第１項第２号　前号に掲げる者と同等以上の知識を有すると知事が認める者】

ⅲ　点検方法

点検方法の詳細は、「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）及び「屋外広告物点検基準（案）」（一般社団法人 日本屋外広告業団体連合会ほか）を参考にしてください。

ⅳ　安全点検報告書の知事への報告等

点検結果は、規則第３条第６項で定める様式第３号の「屋外広告物安全点検報告書」（以下「安全点検報告書」という。）により報告してください。

　　　　　安全点検報告書の記入の仕方は、「２　安全点検報告書の記入要領」を参照してください。

安全点検報告書は、点検の実施状況が分かる書類（作業の写真、点検を委託した場合は契約書その他必要な書類）と併せて、当該広告物が除却されるまでの間、所有者、占有者、管理者などの関係者で共有し、保管してください。

（２）危害防止等の措置

条例第６条の２では、広告物や掲出物件の所有者若しくは占有者又は広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者は、これらに関し補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状況に保持する責務があることを規定しています。

また、条例第６条では、次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならないと規定しています。

1. 著しく破損し、又は老朽化したもの
2. 倒壊又は落下のおそれのあるもの
3. 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるもの
4. その他、道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

点検の結果、広告物や掲出物件が、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害の防止に反するおそれがあると認められたときは、上記条例の規定に沿い危害防止等の措置を講じてください。また、状況に応じて下記の対応をお願いします。

* 1. 広告物や掲出物件に劣化があったときは、状況に応じ補修、改修及び撤去そ

　の他必要な措置を直ちに講じてください。

特に、倒壊又は落下等により公衆に危害を及ぼすおそれのある場合は、上記の措置とあわせて、必要に応じ市町村、土木事務所、所管警察等と連携し、周辺への立入り制限等、危害防止のため必要な措置を講じてください。

②　広告物、掲出物件の種類、材質を踏まえた耐用年数を十分考慮し、設置後長期間経過し老朽化が認められるものは、大規模改修又は撤去等の対策を講じてください。

（参考１）大阪府屋外広告物条例　安全点検関係規定抜粋

条例第16条の２

広告物の所有者等は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、屋外広告士（法第10条第２項第３号イに掲げる者をいう。以下同じ。）又はこれと同等以上の知識を有する者として規則で定めるものに、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める簡易な広告物又は掲出物件については、この限りでない。

条例第15条第２項

許可広告物表示者等は、第11条第１項第７号の期間（前項の許可を受けた場合には、その変更後のもの。以下「許可期間」という。）が満了した後、更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、当該許可期間の満了前に、知事の許可を受けなければならない。この場合において、当該許可に係る申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、第16条の２の点検の結果を記載した書面を当該許可に係る申請書に添付しなければならない。

条例第15条第３項

　　前項前段の場合において、申請者が当該許可に係る広告物の所有者等と異なるときは、当該広告物の所有者等は、同項後段に規定する書面をあらかじめ当該申請者に交付しなければならない。

（参考２）広告物等の安全点検の対象範囲等について

 広告物と広告物を掲出する物件（掲出物件）について許可を受け、この後に広告物の変更許可を受けた場合、更新許可を申請する際の安全点検報告の対象範囲は、広告物だけでなく掲出物件も含みます。

また、許可期間の起点は当初の広告物が許可された日であり、許可期間中に変更許可を受けた日から新たに起算されるものではありません。当初の許可日の２年後が許可の更新日となり、更新許可の申請の際には、上述のように広告物と掲出物件の両方とも安全点検を実施し、報告書を知事に提出いただく必要があります。（下記の例を参照してください。）

［例：高さが４ｍ超の広告物］

　　　　　　　　　　

|  |
| --- |
|  |

**安全点検の対象範囲**

**△△店**

**△△店**

**○○店**

2019.4.1変更許可

**2020.10.1更新許可**

**（安全点検報告書添付）**

2018.10.1許可

２　安全点検報告書の記入要領

　・５ページの記入例を参照してください。

　・安全点検報告書の様式は、屋上広告物用、壁面広告物用、建植広告物用、突出広告物用の４種類ありますので、該当する様式を使用してください。

（ⅰ）報告者

広告物の所有者又は占有者です。

（ⅱ）広告物等の概要

(2)の設置年月日は、広告物や掲出物件の許可を受けた当初の設置年月日を記入してください。広告物の表示面版が張り替えられた年月日ではありません。

（ⅲ）異常欄、特記事項欄

(ア)点検結果が良好な場合は「無」を○で囲んでください。（Ａ)

(イ)良好と判断できない場合は「有」を○で囲み次の区分に応じて特記事項欄を記入してください。

①　安全上支障のない軽度な異常がある場合

⇒特記事項欄にその内容及び経過観察等の対応が必要な旨を記入してください。（Ｂ）

　　　　②　当面、安全上支障はないものの、劣化が進行しているなど次回までに改善が必要と認められる異常がある場合

⇒特記事項欄にその内容を記入してください。（Ｃ）

③　早急に改善をしないと安全上支障となる異常箇所があるなど、即時の修理や撤去が必要な場合

⇒特記事項欄にその内容を記入してください。なお、この場合、「１（２）危険防止等の措置」に基づき、必要な措置をお願いします。（Ｄ）

(ウ)各区分の点検項目について、該当のないものは、特記事項欄に「該当なし」と記入してください。（Ｅ）

（ⅳ）管理者

（ⅴ）点検者

○資格名称は以下のいずれかです。

①屋外広告士

②特種電気工事士（ネオン工事）

③技能講習の修了者

○上記資格を証明する書類の写しを添付してください。

（ⅵ）その他

「区分（点検箇所）」欄や「点検項目」欄に記載の内容以外にも広告物や掲出物件に点検すべき箇所や項目がある場合は、別紙を作成し添付して下さい。